

# 消費者基本計画工程表の改定について

令和3年6月  
消費者庁

# 消費者基本計画工程表(改定)の構成

    : 主な改定箇所

- ・ 消費者基本計画に基づき、令和6年度までの関係府省庁等が講ずべき具体的施策についての取組予定を「工程表」として定め（同年7月7日消費者政策会議決定）、消費者政策を検証可能な形で体系的・包括的に推進。
- ・ 全ての施策について、令和2年度実績及びKPI（重要業績評価指標）の最新値を追加し、今後の取組予定を時点更新。
- ・ 消費者基本計画の変更に合わせて構成を組み直し（Ⅲ章）。

〈消費者基本計画工程表（改定）の構成〉

I 消費者被害の防止	II 消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革の促進	III 「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応	IV 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施	V 消費者行政を推進するための体制整備
<p>(1)消費者の安全の確保</p> <p>(2)取引及び表示の適正化並びに消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保</p> <p>(3)ぜい弱性等を抱える消費者を支援する関係府省庁等の連携施策の推進</p> <p>(4)消費者の苦情処理、紛争解決のための枠組みの整備</p>	<p>(1)食品ロスの削減等に資する消費者と事業者との連携・協働</p> <p>(2)環境の保全に資する消費者と事業者との連携・協働</p> <p>(3)その他の持続可能な社会の形成に資する消費者と事業者との連携・協働</p> <p>(4)事業活動におけるコンプライアンス向上に向けての自主的な取組の推進</p>	<p style="color: red;">(1)「新しい生活様式」の実践や災害時に係る消費者問題への対応</p> <p style="color: red;">(2)デジタル社会での消費者利益の擁護・増進の両立</p> <p>(3)消費生活の国際化の進展への対応</p>	<p>(1)消費者教育の推進</p> <p>(2)消費者政策に関する啓発活動の推進</p>	<p>(1)消費者の意見の反映と消費者政策の透明性の確保</p> <p>(2)国等における体制整備</p> <p>(3)地方における体制整備</p>

〈現在の消費者基本計画工程表の第Ⅲ章〉

Ⅲ 消費生活に関連する多様な課題への機動的・集中的な対応
(1)デジタル・プラットフォームその他デジタルサービスの利用と消費者利益の保護・増進の両立
(2)消費生活の国際化の進展への対応
(3)新型コロナウイルス感染症拡大・災害など緊急時対応

# 消費者基本計画工程表(改定)における主な改定ポイント

## ■ 「新しい生活様式」の実践への対応

- ・ 「新しい生活様式」におけるデジタル化に対応した消費者教育・普及啓発の推進
- ・ 詐欺的な定期購入商法への制度的対応など巣ごもり消費者トラブルの防止
- ・ コロナ禍における不当表示・悪質商法等への対応

## ■ デジタル社会における消費者保護

- ・ デジタル・プラットフォームを介した取引における消費者利益の保護
- ・ 消費生活相談のデジタル化の推進（SNSやテレビ会議システムの活用、PIO-NETのデジタル改革等）
- ・ インターネット販売における食品に関する情報提供への対応、アフィリエイト広告の実態調査・対応検討

## ■ 成年年齢引下げを見据えた若年者の消費者被害防止

- ・ 「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン
- ・ 若年者の消費者被害防止対策の推進

## ■ 食品ロス削減の推進等消費者・事業者の協働の推進

- ・ 食品ロス削減に向けた制度的見直しを伴う課題への取組
- ・ SDGsへ貢献する消費者志向経営の推進

## ■ 消費者被害の防止強化・救済手段の充実

- ・ 国・地方における消費者行政の体制強化
- ・ 消費者事故の情報集約、原因究明調査と再発防止の強化
- ・ 消費者契約法による消費者被害の救済・防止の強化（消費者契約法改正に向けた検討）
- ・ 消費者団体訴訟制度による消費者被害の救済手段の充実（消費者裁判手続特例法等の多角的な観点からの検討）